第十四条第二項	
この法律若しくはこの法律	第七条第四項若しくは第十一条第二項、前条第一項、第十七条第四項若しくは第七項、第十九条、第二十条本文、第二十六条若しくは第二十六条の二の規定若しくは改正法附則第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定又はこれらの規定
第三条の許可	新ガス事業法第三条の登録
第十四条第三項	
許可	登録
第十五条第一項	
第八条第一項の規定による第六条第二項第三号の事項の変更の許可	施行日前に旧ガス事業法第八条第一項の許可であつて供給区域又は供給地点の増加に係るもの
第八条第三項において準用する第七条第一項	第七条第一項
第十五条第二項	
供給区域の一部又は供給地点	指定旧供給区域等の一部
一般ガス事業を	指定旧供給区域等小売供給を
供給区域を減少し、又はその供給地点	指定旧供給区域等
第十七条の見出し	
供給約款等	指定旧供給区域等小売供給約款
第十七条第三項	
第一項後段	改正法附則第二十四条第一項後段
供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款
第十七条第四項及び第五項	
供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款
第十七条第六項	
第一項後段	改正法附則第二十四条第一項後段
一般ガス事業を	指定旧供給区域等小売供給を
供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款

第十七条第七項から第十項まで	
供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款
第十八条の見出し	
供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款
第十八条第一項	
前条第一項	改正法附則第二十四条第一項
供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款
同条第四項	前条第四項
第十八条第二項	
供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款
第十九条の見出し	
供給約款等	指定旧供給区域等小売供給約款
第十九条	
第十七条第一項	改正法附則第二十四条第一項
供給約款の	指定旧供給区域等小売供給約款の
同条第四項	第十七条第四項
、若しくは	、又は
、又は第十七条第十二項の規定により選択約款の届出をしたときは、その供給約款又は選択約款	は、その指定旧供給区域等小売供給約款
第二十条の見出し	
供給約款等	指定旧供給区域等小売供給約款
第二十条	
第十七条第一項	改正法附則第二十四条第一項
供給約款（同条第四項	指定旧供給区域等小売供給約款（第十七条第四項
供給約款）	指定旧供給区域等小売供給約款）
又は第十七条第十二項の規定による届出をした選択約款以外	以外
供給区域における一般の需要	指定旧供給区域等需要（改正法附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等需要をいう。）
ただし、大口供給を行う場合においてその供給の相手方と合意したとき、又は	ただし、
第二十六条の二第一項第一号	
大口供給	指定旧供給区域等小売供給